

(対象港湾計画の要件)

第二十五条 法第四十八条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

（対象港湾計画に関する手続）

第二十六条 第十一条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第十条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第十条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

4 法第四十八条第二項において準用する法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長が含まれていないもの

5 前二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める修正について準用する。

6 法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

7 法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二十七条 第十八条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附 则 （平成九年一二月一〇日政令第三五三号） 抄
 （施行期日）
 二 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）から施行する。

附 则 （平成一〇年八月一二日政令第二七三号）
 二 この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附 则 （平成一〇年一二月一八日政令第四一七号）
 二 この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附 则 （平成一一年三月三一日政令第一二六号） 抄
 （施行期日）
 二 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 则 （平成一一年八月一八日政令第二五六号） 抄

- (施行期日)
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
附 則 （平成一一年九月二九日政令第三〇六号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 （平成一一年二月三日政令第三八七号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 （平成一一年二月二七日政令第四三一號）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。
附 則 （平成一二年六月七月政令第三一三号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則 （平成一五年七月二四日政令第三二一號）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。
附 則 （平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 （平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 （平成一五年一〇月一一日政令第四四九号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。
附 則 （平成一五年一〇月一一日政令第四四九号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、機関の成立の時から施行する。
附 則 （平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
 （施行期日）
- この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。**
附 則 （平成一七年一〇月二一日政令第三二二号）
 この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。
附 則 （平成一七年一二月二一日政令第三七五号）抄
 （施行期日）

1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十一年三月三一日政令第一二七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三一日政令第一三〇号）
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第一項に規定する第一種事業（以下この条において「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に規定する第二種事業（以下この条において「第二種事業」という。）となる事業であつて、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。）については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

附 則（平成二十一年二月二二日政令第二四八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年七月二九日政令第一四一号）
（施行期日）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月一四日政令第三一六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二一七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年一一月一六日政令第三四〇号）
（施行期日）

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一一月二八日政令第三六四号）
（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十四年九月二六日政令第二五二号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月一四日政令第二六五号）抄
（施行期日）

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二一七号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年五月一六日政令第一八四号）
（施行期日）

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一六日政令第三三四号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一四日政令第四四一号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号）抄
（施行期日）

この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年九月三〇日政令第三二二号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月二五日政令第六一号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月五日政令第五三号）
（施行期日）

この政令は、令和一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月四日政令第二八三号）
（施行期日）

		(施行期日) (経過措置)	
第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。			
		<p>第二条 この政令による改正前の環境影響評価法施行令（以下「旧令」という。）別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当する事業のうちこの政令による改正後の環境影響評価法施行令（同条第一項において「新令」という。）別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第三欄に掲げる要件に該当する事業であつて、この政令の施行前に環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の四第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表又は法第四条第一項の規定による届出若しくは同条第六項の規定による通知が行われたものに係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当する事業のうち新令別表第一の五の項ワ若しくはカの第三欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当する事業（前条に規定する事業を除く。以下「手続未着手事業」という。）を令和四年九月三十日までに実施しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、事業の規模、事業が実施されるべき区域その他の経済産業省令で定める事項及び経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行つた結果を経済産業大臣に書面により届け出なければならない。</p>	
事業の種類 る事業 種類	別表第一 の事業の 要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 法第一 二条第二 項第一号 イに掲げ る事業 種類	（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 附 則（令和四年三月三一日政令第一六七号）抄 （施行期日） 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 別表第一（第一条、第三条、第七条関係）		
口 高速自動車国道法第四条第一項の高速自動車国道の改築の事業であつて、車線（道路構造 令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び 条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分 の長さが一キロメートル以上であるものに限る。）			

ハ、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する指定都市高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法第十二条第一項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）の新設の事業（車線の数が四以上である道路を設けるものに限る。）	ホ、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第一項に規定する道路（首都高速道路等であるものを除く。以下「一般国道」という。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。）	ヘ、一般国道の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。）	ハ、一般国道の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。）
二、首都高速道路等の改築の事業であつて、車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	二、首都高速道路等の改築の事業であつて、車線の数の増加に係る部分の長さが四以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが四以上である道路を設けるものに限る。）	三、一般国道の改築の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）	三、一般国道の改築の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）
ト、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一号のサーキヤージ水事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	ト、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一号のサーキヤージ水事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	ト、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一号のサーキヤージ水事業であつて、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）	ト、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一号のサーキヤージ水事業であつて、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）
二、法第二位（サーキヤージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域第一号域（以下「貯水面積」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所以上である場合において、これら者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」といいう。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」といいう。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」といいう。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの	二、法第二位（サーキヤージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域第一号域（以下「貯水面積」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所以上である場合において、これら者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」といいう。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの	二、法第二位（サーキヤージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域第一号域（以下「貯水面積」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所以上である場合において、これら者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」といいう。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの	二、法第二位（サーキヤージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域第一号域（以下「貯水面積」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所以上である場合において、これら者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」といいう。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの
二、第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第二項の水道事業（以下単に「水道事業」という。）又は同条第四項の水道用水供給事業（以下単に「水道用水供給事業」という。）を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	二、第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	二、第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	二、第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの

別表第一（第十三条関係）

対象事業の区分	事業の諸元
一 別表第一の一の項のイからヘまでに該当する対象事業	道路の長さ 対象事業実施区域の位置
二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業	車線の数 設計速度 林道の長さ 対象事業実施区域の位置
三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業	林道の設計の基礎となる自動車の速度 貯水区域の位置 コンクリートダム又はフィルダムの別 湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別
四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」といいう。）の位置
五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業	放水路の区域の位置
六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	鉄道の長さ 本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置
七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置
八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	本線路（一の停車場に係るもの）を除く。以下同じ。）の数 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 鉄道の長さ 本線路施設区域の位置
九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	本線路の数 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 軌道の長さ 本線路施設区域の位置
十 別表第一の四の項に該当する対象事業	本線路の数 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度 滑走路の長さ 飛行場及びその施設の区域の位置

十一 别表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 ダムの貯水区域の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
十二 别表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別 発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十三 别表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃 燃料の種類 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他 のものの別	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 别表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置 発電所又は発電設備の出力	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 别表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置 発電所の出力	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十六 别表第一の五の項のワ又はヲに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置 発電所の出力	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十七 别表第一の六の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第七条第十四号 イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号 ロに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号 般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄 物の最終処分場の別	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 别表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
十九 别表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業	造成に係る土地の位置 施工区域の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の施工区域の面積の二十パーセント未満であること。
二十 别表第一の十三の項に該当する対象事業		新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の施工区域の面積の二十パーセント未満であること。
別表第三(第十八条関係)	事業の諸元 対象事業実施区域の位置 対象事業の区分 一 别表第一の一の項のイからヘまでに該当する対象事業	手続を経ることを要しない変更の要件 道路の長さ 変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

車線の数		車線の数が増加しないこと。
設計速度		設計速度が増加しないこと。
盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。	高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置
二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
林道の設計の基礎となる自動車の速度		林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
トンネル又は橋を設置する区域の位置		トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
貯水区域の位置		新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業	堰の位置	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。
湛水区域の位置		新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業		新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	放水路の区域の位置	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	堰の位置	変更前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
本線路の数		本線路の増設がないこと。
鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度		運行される列車の本数が十パーセント以上増加せしめること。
本線路の数		運行される列車の本数が十パーセント以上増加しないこと。
鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別		盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置		車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
鉄道の長さ		鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
本線路施設区域の位置		変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
本線路の数		本線路の増設がないこと。
鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度		鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
	若しくは高架又はその他の構造の別	若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
	若しくは高架又はその他の構造の別	若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
十 別表第一の四の項に該当する対象事業	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。
	飛電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィールダムの別	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
	対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
年間燃料使用量	燃料の種類	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他ものの別	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。

温排水の排出先の水面又は水中の別	温排水の時間排出量	温排水の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
放水口の位置	放水口	放水口が百メートル以上移動しないこと。
発電所又は発電設備の出力	発電所	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
冷却塔の高さ	冷却塔	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
蒸気井又は還元井の位置	蒸気井	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
発電所又は発電設備の出力	発電所	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上移動しないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の別	温排水	温排水の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
放水口の位置	放水口	放水口が百メートル以上移動しないこと。
発電所の出力	発電所	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
発電所の出力	発電所	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
発電設備の位置	発電設備	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
埋立処分場所の位置	埋立処分場所	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	廃棄物	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となないこと。
土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であること。 新たに施行区域における工业の用地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
造成に係る土地の位置	造成	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であること。 かつ、二十ヘクタール未満であること。
土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業	別表第一	

別表第四（第十九条関係）

一 法第三十三条第一項 第一号の法律の規定であるもの	土地改良法第八条第四項（同法第四十八条第九項、第九十五条第三項又は第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九条第一項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。）、同法第二十一条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一条の九第一項（同法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）
二 法第三十三条第二項 第二号の法律の規定であるもの	道路整備特別措置法第三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十条第三項及び第十二条第五項、水道法第八条第一項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第二十八条第一項（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）、工業用水道事業法第五条（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の二第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十五条の二第一項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一条（同法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）
三 法第三十三条第一項 第三号の法律の規定であるもの	道路整備特別措置法第十条第四項及び第十二条第六項、道路法第七十四条、河川法第七十九条第一項、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項、全国新幹線鉄道整備法第九条第一項及び附則第十一項、軌道法第五条第一項並びに土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十一条の三第十四項